

20 大和川高規格堤防整備事業及び土地区画整理事業等との一体整備の推進について

【提案・要望先】総務省・国土交通省

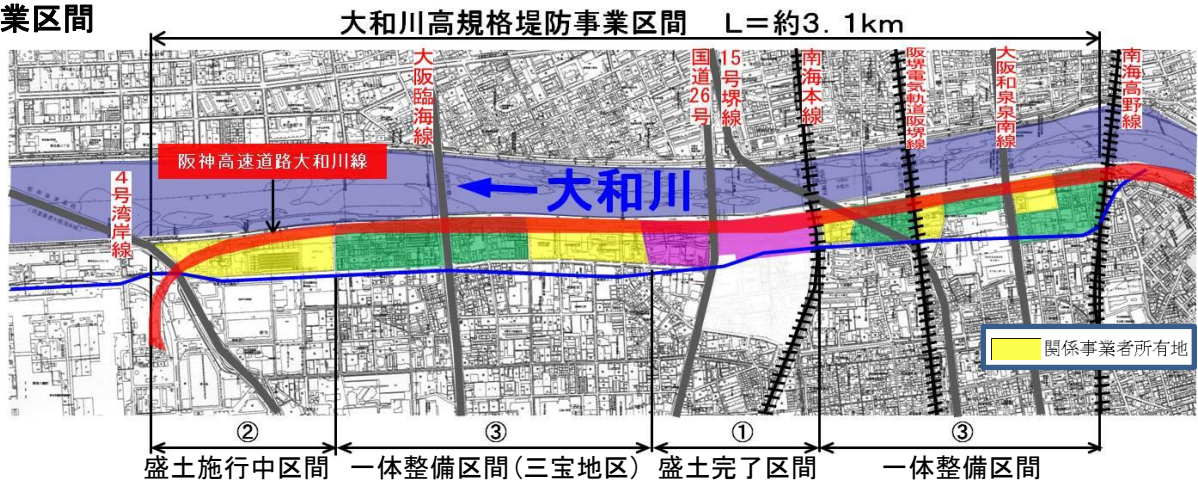
～提案・要望事項～

- 大和川の治水安全度の向上を図るため、大和川高規格堤防整備事業及び土地区画整理事業等との一体整備に必要な財源を引き続き確保すること。
- 高規格堤防整備に伴う移転対象者が取得する建替家屋について不動産取得税の特例措置の継続を確保すること。

【現状と課題】

- 三宝地区においてUR都市機構が施行中の土地区画整理事業（平成29年度着手、令和11年度換地処分、令和16年度事業完了予定）については、今年度物件移転補償を開始した後、今後数年間において補償費を中心に事業費のピークを迎える予定である。
- 国土交通省においては、大和川高規格堤防整備事業及び土地区画整理事業等との一体整備にかかる費用について整備期間中の各年度の予算を十分に確保する必要がある。

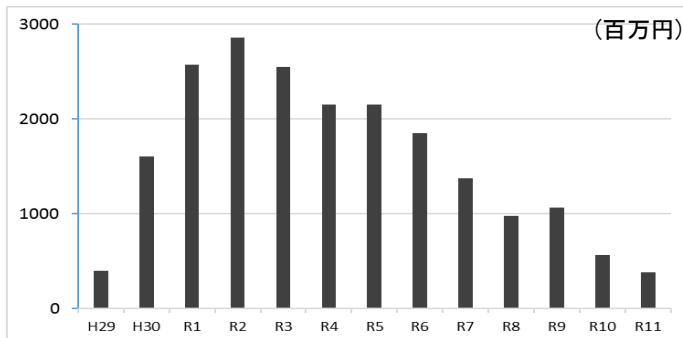
◆事業区間



◆大和川高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等(三宝地区)の一体整備事業スケジュール

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		●事業着手											●換地処分●
土地区画整理事業等			●仮換地指定										
移転補償				●土地の引渡し開始									
宅地整備													

◆土地区画整理事業(三宝地区)資金計画



(出典)大和川左岸(三宝)土地区画整理事業 事業計画書(実績等加算)

◆事業実施によるストック効果

- 高規格堤防整備事業と土地区画整理事業を一体的に実施することで、大和川に面した良好なまちづくりの展開が期待される。



【本件に関する連絡先】

建築都市局 高規格堤防推進室長 谷口 毅 (TEL:072-228-0367)